



## 医師等の指導事項を 事業主に的確に伝えるための便利なツール

「母性健康管理指導事項連絡カード(母健連絡カード)」

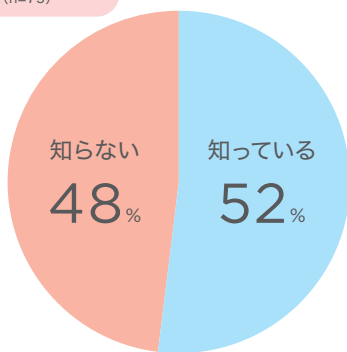
## 1 母性健康管理指導事項連絡カード(母健連絡カード)を活用しましょう

### ◆母健連絡カードを知らない女性労働者は57.4%

「母性健康管理指導事項連絡カード(以下「母健連絡カード」)」の認知度について企業担当者と女性労働者に調査したところ、企業では52.0%が「知っている」と回答しており、半数を超えていました。しかし、女性労働者は57.4%が「知らなかった」と回答しており、「知っていた」は合計42.6%ですが、その内「知っていて、使った」は8.2%と低い割合でした。

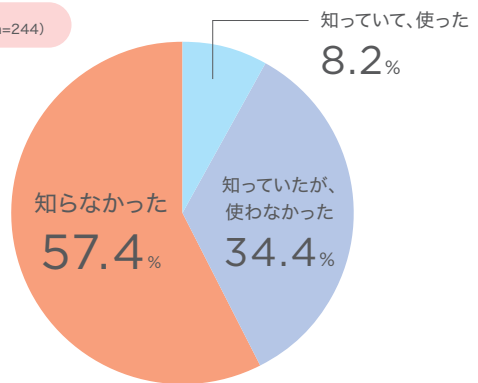
#### DATA7 母健連絡カードの認知度

企業 (n=75)



通信調査(企業調査)

女性労働者 (n=244)



通信調査(女性労働者調査)

### ◆母健連絡カードとは

「母健連絡カード」は、医師等の女性労働者への指導事項を的確に事業主に伝達するためのツールです。

「診断書」に代わる正式な証明書類になります。女性労働者からこの「母健連絡カード」を提出された場合、事業主の方は記載内容に応じた適切な措置を講じる必要があります。

※P.10～11にある均等法第13条関係の措置については、この母健連絡カードがなくても対応しなければならないものですが、より正確に医師等の指導事項を事業主に伝えるために利用しましょう。

### 事業主・人事労務担当者に聞きました! 「母健連絡カードはこんな風に役に立った!」

一人ひとり異なる妊娠中の症状について、  
具体的にどんな配慮や  
措置を取ればいいのか  
明確に記載があり、助かった。

女性労働者から提出されたあと、  
すぐに本部へ報告できたので便利だった。  
会社で初めての妊婦だったが、  
スムーズに対応できた。



## 2 母性健康管理指導事項連絡カード 記入例及び注意事項

### 記入例

**母性健康管理指導事項連絡カード**

平成 30 年 3 月 30 日

事業主 殿

① 医療機関等名 ..... 母健健康産婦人科

医師等氏名 ..... 健康 太郎 (印)

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

② 1. 氏名等

氏名	妊娠週数	週	分娩予定日	年 月 日
----	------	---	-------	-------

2. 指導事項（該当する指導項目に○を付けてください。）

症 状 等	指 導 項 目	標 準 措 置
つわり 症状が著しい場合	③ <input type="checkbox"/>	勤務時間の短縮
妊娠悪阻		休業（入院加療）
妊婦貧血 Hb9g/dl以上11g/dl未満 Hb9g/dl未満		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		休業（自宅療養）
子宮内胎児発育遅延	軽 症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症	休業（自宅療養又は入院加療）
切迫流産（妊娠22週未満）	④ <input type="checkbox"/>	休業（自宅療養又は入院加療）
切迫早産（妊娠22週以後）		休業（自宅療養又は入院加療）
妊 娠 浮 腫	軽 症	負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症	休業（入院加療）
妊 娠 蛋 白 尿	軽 症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症	休業（入院加療）
妊娠高血圧症候群 (妊娠中毒症)	高血圧が見られる場合 軽 症	<input type="checkbox"/> 負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症	③ <input type="checkbox"/> 休業（入院加療）
	高血圧に伴う蛋白尿の場合 軽 症	<input type="checkbox"/> 負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症	休業（入院加療）
妊娠前から持っている病気 (妊娠により症状の悪化が見られる場合)	軽 症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症	休業（自宅療養又は入院加療）

### 事業主の注意事項

- ① 医療機関等名・医師等氏名の記入及び捺印のある「母健連絡カード」は、**診断書に代わる正式な証明書類**として扱ってください。
- ② 妊娠週数、出産予定日から今後必要な健康診査等の受診頻度、産前産後休業の時期を推定することができます。
  - 妊娠23週まで：4週間に1回
  - 妊娠24週から35週まで：2週間に1回
  - 妊娠36週以降出産まで：1週間に1回
- ③ 指導項目欄に○が付いた症状等については、該当する「標準措置」に基づき、就業措置を実施してください。その際、「標準措置」欄に複数の措置が記され特定の措置が○で囲まれている場合には、その内容を医師等による指導事項として取扱ってください。
- ④ 特記事項欄に記載がある場合には、特記事項欄の記述を医師等からの指導事項として扱ってください。
- ⑤ 記入された期間が、措置が必要とされる期間になります。医師等の指示により、措置を継続する期間が延長される可能性があります。
- ⑥ 通勤緩和の措置や休憩に関する措置に○が記載されていない場合でも、本人の申出により措置を講じたり医師等に判断を求める等により措置を実施するようにしてください。

症 状 等	指 導 項 目	標 準 措 置	
妊娠中にかかりやすい病気	静脈痛 （しじょうつう）	症状が著しい場合	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は横になっての休憩
	痔	症状が著しい場合	
	腰痛症	症状が著しい場合	長時間の立作業、腰に負担のかかる作業、同一姿勢を強制される作業の制限
	肩 膵 炎 （けんすうえん）	軽 症	負担の大きい作業、長時間作業場所を離れることのできない作業、寒い場所での作業の制限
重 症		休業（入院加療）	
多胎妊娠（胎）		必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮 多胎で特殊な例又は三胎以上の場合、特に慎重な管理が必要	
産後の回復不全	軽 症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮	
	重 症	休業（自宅療養）	

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

④ 勤務時間の短縮については、本人の申出に応じて小休憩を複数回取ることが適当。

3. 上記2の措置が必要な期間（当面の予定期間に○を付けてください。）

1週間（月 日～月 日）	
2週間（月 日～月 日）	
⑤ 4週間（4月 1日～4月 30日）	○
その他（ ）	

⑥

妊娠中の通勤緩和の措置	○
妊娠中の休憩に関する措置	○

4. その他の指導事項（措置が必要である場合は○を付けてください。）


（記入上の注意）  
 (1) 「4. その他の指導事項」の「妊娠中の通勤緩和の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、措置が必要な場合、○印をご記入下さい。  
 (2) 「4. その他の指導事項」の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、休憩に関する措置が必要な場合、○印をご記入下さい。

**指導事項を守るための措置申請書**

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

平成 30年 3月 31日

所 属 株式会社母健組

氏 名 母健 花子 

事 業 主 殿

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。

標準措置の「勤務時間の短縮」は、1回の休憩時間を延長する必要がある場合もあれば、小休憩を複数取る必要がある人もいます。医師等の記載を参考にして適切な措置を講じてください。

### 女性労働者の注意事項

- ① 診断書に代わる正式な書類として扱われますので、医療機関等名・医師等氏名の記入および捺印を確実に医師等に行ってもらってください。
- ② 氏名、妊娠週数、出産予定日を確実に記入してもらってください。
- ③、⑥しっかりと症状や自身の業務、業務上の動作（立ち作業、おなかの圧迫）、作業環境（不安定な足元、粉じん等）、労働時間、通勤時の状況（通勤ラッシュでおなか圧迫等）などを伝え、記載漏れのないよう記入してもらいましょう。
- ④「標準措置」とは異なる就業措置を実施してもらう必要がある場合、または具体的な指導をしてもらう場合には、指導項目欄に○を付けた上で、具体的な措置の内容を特記事項欄に記入してもらいましょう。
- ⑤ 措置が必要な期間は診断時点の内容です。延長が必要な場合には、改めて再発行してもらう必要があります。